

消毒クリーム(性病豫防薬)	適宜	
水銀軟膏	五〇〇瓦	
タールバスタ	五〇〇ワ	
タンニン酸ロート坐劑	五〇〇ワ	
デルマトール	二五〇瓦	
燃料用アルコール	五〇〇ワ	
白色ワセリン	五〇〇ワ	
ビツク膏	一本	
硼酸錠(一錠中主薬二・〇瓦)	一、〇〇〇筒	劇薬
硼酸軟膏	一〇〇〇瓦	劇薬
ハロゲンオキシメルクリフル	一〇ワ	
オレスセイシナトリウム	二五ワ	
ヨードホルム	二五ワ	
硫酸亜鉛水(〇・五%)	五〇〇ワ	
三 醫療器械類		
品名	數量	量
小外科器械	一具	
外科刀	三筒	
直剪刀	一ワ	
彎剪刀	一ワ	
ピンセット	二ワ	
有鉤ピンセット	二ワ	
兩頭鋭匙	一ワ	

止血針子	三筒
持針器	一ワ
探子	二ワ
縫合針	五ワ
縫合糸	一ワ
消毒盤	一ワ
膿盆	一ワ
グリセリン灌腸器	一筒
ゴムカテーテル	三ワ
尿道注射器	一ワ
スボイト	一ワ
洗眼コップ	一ワ
反射鏡	一ワ
卷綿子(咽頭用)	一ワ
同(耳鼻用)	一ワ
消毒ガーゼ貯槽	一ワ
器械消毒器	一ワ
天秤	一ワ
竿秤(一瓦用)	一ワ
液量器	二〇〇cc
乳鉢(乳棒共)	二〇〇cc
藥匙	一組

金屬製	二筒
水牛製	一ワ
漏斗	二筒(二寸五分)
膏藥板	一筒
膏藥籠	一ワ
木栓拔	一ワ
投薬瓶	一ワ
四〇〇cc	五〇筒
二〇〇cc	一〇〇筒
一〇〇cc	五〇筒
六〇cc	五〇筒
三〇cc	五〇筒
投薬瓶箋	
内用	一、〇〇〇枚
外用	一、〇〇〇枚
投薬袋	
内用	一、〇〇〇枚
外用	一、〇〇〇枚
藥包紙	
内用	五〇〇ワ
外用	五〇〇ワ
點眼瓶	
カフセル	五〇筒
膏藥容器	一〇〇筒
脱脂綿	四〇〇瓦

ガーゼ九米	一〇反
ヨードホルムガーゼ	二米
卷繃帶	一〇反
四裂	半反卷
五裂	同
六裂	同
八裂	同
三角巾	一〇〇ワ
片眼帶	一〇〇ワ
副木	一〇〇ワ
晒木綿	五反
綿フランネル	三米
防水紙(亞麻仁油紙)	一〇〇枚
氷嚢	二〇筒
氷枕	三ワ
安全針	一〇〇ワ
防水布	三米
體溫計	三筒
手術用敷布	二枚
手術衣	二ワ
手洗刷毛	二筒
雑用鋏	一ワ

吸入器 一箇
 挿込便器 一ク
 尿管 一ク
 指サック 三六ク
 懐爐 一〇ク

備考

一 本表ニ掲グル數量ハ發航當時ニ備フベキモノヲ示ス航
 行中消費シタル爲右ノ數量ニ達セザルニ至リタルトキ
 ハ次ノ到著港ニ於テ能フ限り之ヲ補充スルコト

第四號表(第七十二條關係)

乙種衛生用品表

一 内 用 藥 品 名
 アスピリン錠
 鹽酸キニーネ錠
 健胃錠
 コロダイン
 次硝酸蒼鉛錠
 重炭酸ソーダ
 ビタミンB製劑(脚氣藥)

備考

ヒマシ油
 白檀油又ハコバイバルサム
 葡萄酒
 プロムワレリル尿素錠(一錠中主藥〇・一瓦)
 硫酸マグネシア(硫苦)
 磷酸コダイン錠(一錠中主藥〇・〇二瓦)
 ワレリルアセチルフエノールフタレイン錠(一
 錠中主藥〇・二瓦)
 二 外 用 藥 品 名
 亞鉛華オレフ油
 亞鉛華ゴム絆創膏
 アルコール
 アンモニア水
 オレフ油
 過酸化水素水
 稀ヨードチンキ
 グリセリン
 クレオソート
 クレゾール石鹼液
 サルチル酸アルコール(五%)
 水銀軟膏
 硼酸錠

劇 藥

備 考

劇 藥

硼酸軟膏
 ビック膏
 ヨードホルム
 硫酸亞鉛水(〇・五%)

劇 藥

三 醫療器械類
 小外科器械
 消毒盤
 止血帶
 スポイト
 ゴムカテーテル
 體溫計
 灌腸器(イチヂク灌腸器)
 洗眼コップ
 挿込便器
 尿管
 水囊
 水枕
 懐爐
 指サック

四 繃帶材料

船員法施行規則

ガーゼ
 昇承ガーゼ
 脱脂綿
 卷繃帶
 三角巾
 綿フタネル
 防水紙
 片眼帶
 副木
 五 藥劑用品
 藥袋
 藥包紙
 藥匙
 漏斗
 液量器
 點眼瓶
 膏藥篋
 カプセル

第一號書式(豎二九・七種)(第八條關係)

船員手帳交付申請書		船員手帳	第	號	氏名	印
本籍	※	※				※
男女別	※	出生年月日				※
船員手帳交付年月日		年	月	日		年
						月
						日

備考

- 一 ※欄ノミ申請者ニ於テ記載スルコト
- 二 氏名ニハ振假名ヲ附スルコト
- 三 男女別欄ニハ男子ナルトキハ記載ニ及バザルコト

第二號書式(豎二九・七種)(第十一條關係)

訂正ノ事由		出生年月日		本籍		氏名		船員手帳番號	第	號
誤	正	年	月	日	舊(誤)	新(正)	舊(誤)	新(正)		
		年	月	日						
		年	月	日						

申請者(氏名印)

(管海官廳名)

御中

船員手帳訂正申請書

備考

- 一 不用ノ欄ニハ斜線ヲ劃スルコト
- 二 新舊(正誤)欄ノ氏名ニハ振假名ヲ附スルコト
- 三 訂正ノ事由欄ニハ「何年何月何日養子縁組ニ因リ轉籍シタルニ依ル」等ト記載スルコト

船員法施行規則

官廳名	年月日	公認地	雇入年月日	雇入期間	給料	職務	船名 又ハ氏稱	總噸數	船種	航行區域	又ハ業制限	機關及ノ力	船長氏名	公稱馬力	標準報酬等級	認證年月日	官廳名及印
	年		年						船								
	月		月			手當		噸	丸								
	日		日														

八

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

三

修了年月日	養成所等ノ名稱及タル學校ノ講習會	船員ノ講習ヲ受ケタル學校ノ講習會	資格ノ證明書		水夫適任證書及番號	救命艇手適任證書及番號	海技免狀ノ種類及番號			履歴關係
			第 第	第 第			免狀 第	免狀 第	免狀 第	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	

及公認年月日 官廳名	及雇止年月日 雇止地	雇止事由	更ハ變新又ノ契約 更ハ變新又ノ契約		及公認年月日 官廳名	及公認年月日 官廳名	及公認年月日 官廳名	及公認年月日 官廳名
			官廳名	公認年月日				
年 月 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
			等報標級酬準		等報標級酬準		等報標級酬準	等報標級酬準
名官日年認 印廳及月證	名官日年認 印廳及月證		名官日年認 印廳及月證		名官日年認 印廳及月證	名官日年認 印廳及月證	名官日年認 印廳及月證	名官日年認 印廳及月證

私
用

備考

- 一 船員手帳ノ大サハ豎一五糎、横一〇・五糎トス
- 二 第一頁ハ淡綠色紋彩刷トス
- 三 第四頁乃至第七頁ハ第三頁ニ同ジク第十頁以下ハ順次第八頁第九頁ニ同ジ最後ニ履歴關係欄、私用欄、船員手帳受有者心得及記載心得等ヲ附ス
- 四 官廳記事欄中第六頁及第七頁ハ船員保險法ニ關スル事項ヲ記載スルコト
- 五 第八頁以下ノ各欄ハ申請書ニ於テ之ヲ記載スルコト
- 六 機關ノ種類欄ニハ汽機又ハ發動機ノ別ヲ記載スルコト
- 七 機關部員以外ノ者ハ機關ノ欄ノ記載ヲ省略シ得ルコト
- 八 手當欄ニハ職務手當、勤續手當等ノ如ク支給額ヲ確定セル手當ノ合金額ヲ記載スルコト但シ其ノ種類別ニ記載スルモ妨ナキコト
- 九 特ニ希望スル海員ノ船員手帳ニハ給料及手當ヲ記載セザルモ妨ナキコト
- 十 雇入契約ノ更新又ハ變更ノ事項欄ニハ更新又ハ變更ノ事項ノ外其ノ場所及年月日ヲ記載スルコト
- 十一 船員法第二十七條又ハ第二十八條第三項ノ規定ニ依リ存續セシメラル雇入契約ノ終了ノ場合ニハ雇止事由欄ニ雇止事由ノ外右ノ條文、存續期間及港(例ヘバ「期間滿了但シ法第二十八條ニ依リ何年何月何日何何港ヨリ何日間契約存續」ノ如シ)ヲ記載スルコト
- 十二 乗船、下船又ハ職務變更ノ證明ノ場合ニ在リテハ申請者ニ於テ給料、手當、雇入期間又ハ雇止事由ノ各欄ニ斜線ヲ劃シ其ノ他ノ各欄中「雇入」ヲ「乗船」ニ「雇止」ヲ「下船」ニ「雇入契約ノ更新又ハ變更」ヲ「職務變更」ニ「公認」ヲ「届出」ニ訂正スルコト此ノ場合ニ於テハ管海官廳ニ於テ「認證」トアルヲ「證明」ト訂正スルモノトス
- 十三 船長ノ就職又ハ退職ノ認證ノ場合ニ在リテハ船長ニ於テ給料、手當及雇入期間並ニ公認年月日及官廳名ノ各欄ニ

- 斜線ヲ劃シ其ノ他ノ各欄中「雇入」又ハ「雇止」トアルヲ「就職」又ハ「退職」ト訂正スルコト
- 十四 再認證ノ場合ニ於テハ最後公認ヲ受ケタルモノニ付記載ヲ爲スコト但シ雇入期間欄ニハ最後ノ雇入又ハ更新ノ年月日ヲ附記シ雇入年月日及雇入地欄ニハ斜線ヲ劃スコト此ノ場合ニ在リテハ管海官廳ニ於テ認證年月日及官廳名印欄ニ「再認證」下附加(朱書)スルモノトス船長再認證及再證明ノ場合モ亦之ニ準ズルコト
- 十五 不用ノ欄ハ斜線ヲ劃スコト
- 十六 第五十六條ノ規定ニ依ル訂正ハ文字ヲ讀ミ得ベキ様抹消シ右側ニ訂正シタル事項ヲ記載スルコト
- 十七 外國航路ニ就航スル船舶ニ乗組ム船員ノ船員手帳ニ付テハ第一頁記載事項ノ左側ニ管海官廳ニ於テ、第六頁以下各頁ノ記載事項ノ左側ニ申請者ニ於テ英譯ヲ附シ得ルコト
- 十八 履歷關係欄ハ船員手帳受有者ニ於テ記載スルコト
「其ノ他ノ資格證明書」欄ニハ無線通信士資格檢定合格證書、聽守員證明書、醫師ノ免許書等ノ名稱及番號ヲ記載スルコト
- 十九 私用欄ニハ褒賞ヲ受ケタルコト其ノ他適宜ノ事項ヲ船員手帳受有者ニ於テ記載スルヲ得ルコト

第五號書式(豎二九・七種)(横四二種)(第二十九條關係)

年 月 日

報告者(氏名印)

(管海官廳名)

御中

(件名)報告書

船種	船名	船籍	船番號	航行區域又ハ從業制限
總噸數	船籍	港	機關ノ種類及公稱馬力	馬力
船舶所有者ノ住所及氏名又ハ名稱	住所	住所	免狀第	免狀第
長官	長官	長官	免狀第	免狀第
機關	住所	住所	免狀第	免狀第
長官	住所	住所	免狀第	免狀第
氏名	海技免狀	海技免狀	免狀第	免狀第
氏名	海技免狀	海技免狀	免狀第	免狀第
氏名	海技免狀	海技免狀	免狀第	免狀第
氏名	海技免狀	海技免狀	免狀第	免狀第

船員法施行規則

發航港及到達港	發航港	到達港
事實發生年月日時		
事實ノ顛末		

備考

- 一 報告者ノ肩書ニハ船長又ハ船舶所有者ト記載シ若シ船長ガ代理人ヲシテ出頭セシメタルトキハ其ノ職務名ヲ記載スルコト(例ヘバ「船長何某代理人何等運轉士何某」ト記載スルガ如シ)
- 二 「(件名)報告書」ノ(件名)ノ箇所ニハ衝突、火災、救助、死亡等報告スベキ事實ノ件名ヲ記載スルコト
- 三 船舶ノ海難ニ關スル報告ニ付船舶ガ船級船ナルトキハ船級及旅客船、非旅客船等ノ別ヲ備考トシテ事實ノ顛末欄ノ末尾ニ記載スルコト
- 四 報告スベキ事項ガ機關ニ關セザルトキハ該當欄ハ記載スルヲ要セザルコト
- 五 事實ノ顛末ハ成ルベク詳細ニ之ヲ記載スルコト
- 六 他ノ船舶ノ遭難ヲ知りタルコトノ報告ノ場合ニハ遭難救助ニ赴カザリシ事由ヲ記載スルコト
- 七 報告書ガ二葉以上ニ互ルトキハ每葉ニ契印ヲ爲スコト

第六號書式(竪二九・七欄)(横四二欄)(第三十四條關係)

乘組員實數										
計	他ノ	其	部務事	部關機	部板甲					
人	人	人	人	人	人					
備考	計	第	第	第	番	船	第	船	船	船
	人	號	號	號	員手帳	種	號	丸	噸	噸
		年	年	年	海員氏名	船名	年	月	日	噸數
		月	月	月	出生年月日	用途	日	日	日	航行區域又ハ從業制限
		日	日	日	海技免狀其ノ他ノ資格證明書ノ種類	船ノ用途	日	日	日	及船舶所有者ノ住所
					職務	船ノ用途				
					給料準給計	船ノ用途				
					手當	船ノ用途				
					報酬月額	船ノ用途				
					雇入期間	船ノ用途				
				職業紹介者ノ氏名又ハ名稱	船ノ用途					
				摘要	船ノ用途					

(管海官廳名) 御中 申請者 (氏名印)

備考

- 一 申請者ノ肩書ニハ船長又ハ船舶所有者ト記載シ若シ代理人ナシテ出頭セシメタルトキハ其ノ職務名ヲ記載スルコト
(例ヘバ「船長何某代理人何等運轉士何某」ト記載スルガ如シ)
- 二 船舶ノ用途欄ニハ旅客船、貨物船、貨客船、油船、漁船等ノ區別ヲ記載スルコト
- 三 機關ノ種類欄ニハ汽機又ハ發動機ノ別ヲ記載スルコト
- 四 機關部員以外ノ者ノミノ雇入ニ付テハ機關ノ欄ノ記載ヲ省略シ得ルコト
- 五 海員氏名ノ記載順序ハ甲板部、機關部、事務部ノ順トシ同一部ニ屬スル者ノ間ニ在リテハ職掌ノ順位ニ依ルコト
- 六 一等運轉士、二等運轉士、一等機關士又ハ二等機關士等二名以上乗組ムトキハ其ノ順位(例ヘバ首席、次席、三席等)ヲ職務名ノ上部ニ附記スルコト
- 七 手當欄ニハ職務手當、勤続手當等ノ如ク支給額ガ確定セル手當ノ合金額(準給料欄ニ記載シタル手當ヲ含ム)ヲ記載スルコト但シ其ノ種類別ニ記載スルモ妨ナキコト
- 八 職業紹介ヲ爲シタル者ノ氏名又ハ名稱欄ニハ船員職業無料紹介所ノ取扱ナルトキハ其ノ所名ヲ略記スルコト(例ヘバ海事協同會東京船員職業無料紹介所ノ紹介ナルトキハ「東京協同會」トスルガ如シ)有料其ノ他ノ場合ニ於テハ必ズ氏名又ハ名稱ヲ記載スルコト
- 九 海員ガ紹介者ナクシテ雇入ラレタルトキ、豫備員若ハ陸上勤務者ヨリ當該所有者ノ船舶ニ乗組テ命ゼラレタルトキ又ハ同一官廳ニ於テ同一船舶ニ付同時ニ雇止及雇入ノ公認ヲ受クルトキハ職業紹介ヲ爲シタル者ノ氏名又ハ名稱欄ニ「ナシ」ト記載シ、同一所有者ノ船舶間ニ於テ轉船ヲ命ゼラレタルトキハ「何九ヨリ轉船」ト記載スルコト
- 十 乗組員實數欄中甲板部人員ニハ船長ヲ加算スルコト
- 十一 本欄ノ記載事項以外ニ特約アル場合ニハ備考欄ニ其ノ海員ノ氏名及特約ノ内容ヲ記載スルコト
- 十二 本欄ノ記載事項中出生年月日、準給料及計ノ各欄ノ記載ハ之ヲ省略シ得ルコト

第七號書式(豎二九・七種)(第三十六條關係)

(管海官廳名) 御 中 雇止公認申請書		年 月 日		申請者 (氏 名 印)	
		船舶番號	船種 船名	船舶所有者ノ住所及氏名又ハ名稱	
第 號	第 號	第 號	第 號	雇止年月日	雇止地
計 人	海員氏名	出生年月日	雇入公認ノ年月日及官廳名	職 務	雇止事由
計 人	海員氏名	出生年月日	雇入公認ノ年月日及官廳名	職 務	雇止事由
計 人	海員氏名	出生年月日	雇入公認ノ年月日及官廳名	職 務	雇止事由

備考

- 一 申請者ノ肩書ニハ船長又ハ船舶所有者ト記載シ若シ代理人ヲシテ出頭セシメタルトキハ其ノ職務名ヲ記載スルコト
(例ヘバ「船長何某代理人何等運轉士何某」ト記載スルガ如シ)
- 二 海員氏名ノ記載順序ハ甲板部、機關部、事務部ノ順トシ同一部ニ屬スル者ノ間ニ在リテハ職掌ノ順位ニ依ルコト
- 三 乗組員實數欄ニハ雇止ラレタル者ヲ差引キタル員數ヲ記載スルコト
- 四 船員法第二十七條又ハ第二十八條第三項ノ規定ニ依リ存續セシメタル雇入契約ノ終了ノ場合ニハ雇止事由欄ニ雇止事由ノ外右ノ條文、存續期間及港(例ヘバ「期間滿了但シ法第二十七條ニ依リ何年何月何日何何港ヨリ何日間契約存續」ノ如シ)ヲ記載スルコト
- 五 雇止ニ際シ本欄記載事項以外ニ特約アルトキハ備考欄ニ之ヲ記載スルコト
- 六 本欄ノ記載事項中出生年月日欄ノ記載ハ之ヲ省略シ得ルコト

第八號書式(暨二九・七) (第三十九條關係)

年 月 日

申請者 (氏 名 印)

(管海官廳名) 御 中
雇入契約更新公認申請書

第 船 員 手 帳 番 號	海 員 氏 名	雇 入 日 及 公 認 ノ 年 月 日	職 務	更 新 シ タ ル 契 約 ノ 期 間	更 新 年 月 日		第 船 種 船 名	船 種 船 名	船 種 船 名	船 種 船 名
					年 月 日	年 月 日				
第 號		年 月 日			年 月 日	年 月 日				
第 號		年 月 日			年 月 日	年 月 日				
第 號		年 月 日			年 月 日	年 月 日				
計	人									

- 備考
- 一 申請者ノ肩書ニハ船長又ハ船舶所有者ト記載シ若シ代理人ヲシテ出頭セシメタルトキハ其ノ職務名ヲ記載スルコト(例ヘバ「船長何某代理人何等運轉士何某」ト記載スルガ如シ)
 - 二 海員氏名ノ記載順序ハ甲板部、機關部、事務部ノ順トシ同一部ニ屬スル者ノ間ニ在リテハ職掌ノ順位ニ依ルコト

第十二號書式(口)(用紙適宜)(第五十二條及第六十四條關係)

年 月 日

申請者 (氏 名印)

(管海官廳名) 御 中
雇止め公認認證(下船證明)申請書

船種	船名	船舶所有者ノ氏名又ハ名稱
船丸		
船員手帳番號	職 務	雇 止 事 由
第 號		
雇止(下船)年月日	雇止(下船)地	公認(届出)年月日
年 月 日		シタル官廳名

備考
一 下船證明申請ノ場合ニハ雇止事由欄ニ斜線ヲ劃スコト

第十二號書式(ハ)(用紙適宜)(第五十二條及第六十四條關係)

年 月 日

申請者 (氏 名印)

(管海官廳名) 御 中

雇入契約更新變更公認認證(職務變更證明)申請書

船種	船名	船舶所有者ノ氏名又ハ名稱
船丸		
更新(變更)年月日	更新(變更)地	更新シタル契約ノ期間
年 月 日		(變更)シタル契約ノ期間
船員手帳番號	公認(届出)年月日	シタル官廳名
第 號	年 月 日	シタル官廳名

船員法施行規則

第十二號書式(三)(用紙適宜)(第五十五條及第六十四條關係)

(管海官廳名) 御中									
再認證 再證明 (船員手帳滅失、毀損)申請書									
船種船名		噸數		航行區域又		種類		公稱馬力	
船丸		噸		ハ從業制限又		機		馬力	
船名又所有者名稱		船長氏名		年公認(届出)月日		シ公認(届出)官廳名		馬力	
船員手帳番號		職務		給料		手當		雇入期間	
第	號	第	號	第	號	第	號	第	號

備考

- 一 機關ノ種類欄ニハ汽機又ハ發動機ノ別ヲ記載スルコト
- 二 機關部員以外ノ者ハ機關ノ欄ノ記載ヲ省略シ得ルコト
- 三 各欄ニハ最後公認ヲ受ケタルモノ(最後届出アリタルモノ)ニ付記載ヲ爲スコト但シ雇入期間欄ニハ最後ノ雇入又ハ更新ノ年月日ヲ附記スルコト
- 四 再證明申請ノ場合ニハ給料、手當及雇入期間ノ各欄ニ斜線ヲ劃スコト

第十三號書式(豎一九・七欄)(第五十六條、第六十條及第六十四條關係)

(管海官廳名) 御中									
船員手帳記載事項訂正證明申請書									
船番號		船種船名		船丸		船所有者ノ住所及氏名又ハ名稱		船長(氏名印)	
第		第		第		第		第	
號		號		號		號		號	
番員手帳號		氏名		新		訂正スベキ事項ノ内容		舊	
第		第		第		第		第	
號		號		號		號		號	
計		人		人		人		人	

備考

- 一 氏名ノ記載順序ハ甲板部、機關部、事務部ノ順トシ同一部ニ屬スル者ノ間ニ在リテハ職掌ノ順位ニ依ルコト

船員法施行規則

第十四號書式(豎二九・七種)(第五十八條及第六十條關係)

年 月 日		御 中		船 丸 船 長 (氏 名 印)	
(管海官廳名) 船長就職認證申請書					
第 船 船 番 號	船 種 船 名	第 船 船 番 號	船 種 船 名	船 船 所 有 者 ノ 住 所 及 氏 名 又 ハ 名 稱	
總 噸 數	航 行 區 域 又	船 員 手 帳 番 號	就 職 年 月 日	就 職 地	
第 海 技 免 狀 種 類	免 狀 給 料	第 號	年 月 日	手 營	

備考

一 船舶ノ用途ニハ旅客船、貨物船、貨客船、油輪船、漁船等ノ區別ヲ記載スルコト
 二 手帳欄ニハ職務手帳、勤続手帳等ノ如ク支給額ガ確定セル手帳ノ合金額ヲ記載スルコト但シ其ノ種類別ニ記載スルモ妨ナキコト
 三 再認證ノ場合ニ於テハ本申請書ヲ「船長就職再認證申請書」トスルコト此ノ場合ニ於テハ給料、手帳ハ再認證ヲ受クル當時ノモノヲ記載スルコト

第十五號書式(豎二九・七種)(第五十八條關係)

年 月 日		御 中		船 丸 船 長 (氏 名 印)	
(管海官廳名) 船長退職認證申請書					
第 船 船 番 號	船 種 船 名	第 船 船 番 號	船 種 船 名	船 船 所 有 者 ノ 住 所 及 氏 名 又 ハ 名 稱	
就 職 認 證 ノ 年 月 日 及 官 廳 名		退 職 年 月 日	退 職 地	退 職 事 由	
第 船 員 手 帳 番 號	第 號	年 月 日			

船員法施行規則

乘組員實數																								
計	他	其	部	務	事	部	關	機	部	板	甲													
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人													
計	第 號	第 號	第 號	番 號	船 員 手 帳	乘 船 者 氏 名	職 務	海 打 免 狀 其 他 ノ 資 格 證 明 書 ノ 種 類	給 與 ニ 關 ス ル 事 項	年	月	日	乘 船 年 月 日	乘 船 地	種 類	機 關	馬 力	馬 力	船 船 番 號	船 種 船 名	總 噸 數	船 船 用 途	航 行 區 域 又 ハ 從 業 制 限	船 船 所 有 者 ノ 住 所 及 氏 名 又 ハ 名 稱
										御 船 中 屆	屆 出 者 (氏 名)													

備考

- 一 船舶ノ用途欄ニハ旅客船、貨物船、貨客船、油船、漁船等ノ區別ヲ記載スルコト
- 二 機關ノ種類欄ハ汽機又ハ發動機ノ別ヲ記載スルコト
- 三 機關部員以外ノ者ノミノ乗船ニ付テハ機關ノ欄ノ記載ヲ省略シ得ルコト
- 四 乗船者氏名ノ記載順序ハ甲板部、機關部、事務部ノ順トシ同一部ニ屬スル者ノ間ニ在リテハ職掌ノ順位ニ依ルコト
- 五 母船式漁業ニ從事スル母船ノ漁夫及雜夫其ノ他船員手帳ノ受有ヲ要セザル者ニ付テハ船員手帳番號欄ニハ斜線ヲ劃スコト
- 六 一等運轉士、二等運轉士、一等機關士又ハ二等機關士等二名以上乗組ムトキハ其ノ順位(例ヘバ首席、次席、川席)ヲ職務名ノ上部ニ附記スルコト
- 七 給與ニ關スル事項欄ニハ給料、手當等ノ給付ヲ受クル場合ニ於テ其ノ種類及金額ヲ記載スルコト
- 八 乗組員實數欄中甲板部人員ニハ船長ヲ加算スルコト

(遞信局長名) 殿
 乘組員異動報告書() 年 自 月 月
 報告者 (氏 名印)

備考	第 號	第 號	第 號	船員手帳番號	乘組員氏名	就任	職 務	新 舊	退 任	第 號	第 號	第 號	船 種	船 名	總噸數	船 途	機 關	馬 力	備 考	
																				噸
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				年 月 日											

備考

- 一 船舶ニ關スル記事欄ニハ届出期間中ニ就航シ又ハ離航スルニ至リタル船舶ヲモ記載シ備考欄ニ就航又ハ離航ノ年月日ヲ記載スルコト
- 二 船舶ノ用途欄ニハ旅客船、貨物船等ノ區別ヲ記載スルコト
- 三 機關ノ種類欄ニハ汽機又ハ發動機ノ別ヲ記載スルコト
- 四 乘組員ニ關スル記事欄ハ船舶ニ關スル記事欄ニ引續キ之ヲ設ケ又ハ別葉ニ之ヲ設クルコト

- 三 女子ノ氏名ノ上部ニハ〇印ヲ附スルコト
- 四 船種船名、職務及給料月額ハ發病又ハ負傷當時ノモノヲ記載スルコト
- 五 發病又ハ負傷ノ場所欄ニハ船種ノ位置及船内ノ場所ヲ記載スルコト(例ヘバ「印度洋航行中、機關室」、「横濱港碇泊中、甲板」等ト記載スルガ如シ)
- 六 一旦治癒シタル後再發シタルトキハ之ヲ別ニ記載スルコト

第二十一號書式(豎二九・七種)(横四二種)(第八十五條關係)

年 月 日

(遞信局長名) 殿

雇止(退職)船員ニ對スル手當支給報告書

() 年 自 月 月

船舶所有者(住所及氏名又ハ名稱印)

備考	計人	船種	船名	職別	人員數	手當額
					人	
					人	
					人	
					人	

第二十二號書式(豎二九・七種)(横四二種)(第八十五條關係)

年 月 日

(遞信局長名) 殿

船員送還報告書 年 自 月 月

船舶所有者(住所及氏名又ハ名稱印)

備考	計人	船種	船名	職別	送還事由	送還期間	送還區間	送還費用 送還中ノ手當
		船	丸			至自		
		船	丸			至自		
		船	丸			至自		

- 備考
- 一 記載ノ順序ハ送還終了シタル者ニ付送還開始ノ日ノ順ニ依ルコト
 - 二 送還ニ代ヘテ費用ヲ支給シタルトキハ送還費用欄ニ其ノ旨ヲ、送還期間欄ニ費用ヲ支給シタル年月日ヲ、送還區間欄ニハ費用支出ノ算出基準ト爲リタル區間ヲ記載スルコト

船員法施行規則

船員法摘要

(裏)

第四十二條 管海官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ船舶ニ臨檢セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ

第六十二條 船舶所有者又ハ乗組員ガ左ニ該當スル場合ニ於テハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

三 當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタルトキ

第二十五號書式(用紙適宜)(第九十九條關係)

年 月 日

申請者 (氏 名 印)

(官 廳 名)

御 中

手 數 料 納 付 書

何 何 申 請 何 件 (事 項、通、人)

右 手 數 料 金 圓 錢

印 紙

備 考

- 一 船員手帳ノ訂正ヲ申請スル場合ニハ訂正事項何事項、報告書ノ認證ヲ申請スル場合ニハ報告書何通、公認ヲ申請スル場合ニハ海員何人ト記載スルコト
- 二 二人以上ノ者ガ同一船舶ニ付同種ノ公認ノ認證又ハ乗船、下船若ハ職務變更ノ證明ヲ申請シタル場合其ノ手數料ヲ同時ニ納付スルトキハ其ノ代表者(代理人)ニ於テ取纏メ本納付書一通ニ依リ納付スルコトヲ得ルコト此ノ場合ニ於テハ申請者欄ニハ「外何人」ト附記スルコト
- 三 申請者ハ收入印紙ノ消印ヲセザルコト

船員法第四十五條ニ依リ
管海官廳ノ事務ヲ行フ市
町村長

昭和十三年三月二十五日
逓信省告示第八百六十九號

最近改正 昭和十七年六月八日
逓信省告示第八七二號

船員法第四十五條ニ依リ昭和十三年三月二十八日ヨリ左記市
町村長及之ニ準ズル者ヲシテ管海官廳ノ事務ヲ行ハシム

北海道室蘭市長 (室蘭)
同 茅部郡森町長 (森)
同 松前郡松前町長 (松前)
同 岩内郡岩内町長 (岩内)
同 根室郡根室町長 (根室)
同 宗谷郡稚内町長 (稚内)
同 留萌郡留萌町長 (留萌)
同 天鹽郡天鹽町長 (天鹽)
同 網走郡網走町長 (網走)
同 紋別郡紋別町長 (紋別)

船員法第四十五條ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長

同 浦河郡浦河町長 (浦河)
同 厚岸郡厚岸町長 (厚岸)
東京府大島波浮港町長 (波浮港)
京都府舞鶴市長 (舞鶴)
同 與謝郡宮津町長 (宮津)
神奈川縣三浦郡三崎町長 (三崎)
同 足柄下郡眞鶴町外二箇村組合長 (眞鶴)
兵庫縣飾磨市長 (飾磨)
同 飾磨郡家島町長 (家島)
同 赤穂郡坂越町長 (坂越)
同 城崎郡港村長 (港)
同 津名郡江井町長 (江井)
同 同 都志町長 (都志)
同 三原郡福良町長 (福良)
長崎縣佐世保市長 (佐世保)
同 西彼杵郡崎戸町長 (崎戸)
同 南高來郡口之津町長 (口之津)
同 北松浦郡平戸町長 (平戸)
同 同 小値賀町長 (小値賀)
同 南松浦郡玉之浦町長 (玉之浦)
同 上縣郡佐須奈村長 (佐須奈)

現行海事法令

同 下縣郡嚴原町長 (嚴原)
 新潟縣中頸城郡江津町長 (直江津)
 同 佐渡郡小木町長 (小木)
 同 同 兩津町長 (兩津)
 千葉縣銚子市長 (銚子)
 同 館山市長 (館山)
 同 夷隅郡勝浦町長 (上總勝浦)
 茨城縣那珂郡那珂湊町長 (那珂湊)
 同 久慈郡久慈町長 (久慈)
 三重縣四日市市長 (四日市)
 同 度會郡大湊町長 (伊勢大湊)
 同 同 鵜倉村長 (鵜倉)
 同 同 南海村長 (南海)
 同 志摩郡鳥羽町長 (鳥羽)
 同 濱島町長 (濱島)
 同 同 的矢村長 (的矢)
 同 北牟婁郡尾鷲町長 (尾鷲)
 同 同 引本町長 (引本)
 同 南牟婁郡南輪內村長 (南輪內)
 同 荒坂村長 (荒坂)
 同 同 鵜殿村長 (鵜殿)

愛知縣半田市市長 (半田)
 同 知多郡常滑町長 (常滑)
 同 寶飯郡三谷町長 (三谷)
 靜岡縣賀茂郡稻取町長 (稻取)
 同 同 下田町長 (伊豆下田)
 同 同 田子村長 (田子)
 同 田方郡伊東町長 (伊東)
 同 志太郡燒津町長 (燒津)
 同 同 榑原郡御前崎村長 (御前崎)
 同 磐田郡掛塚町長 (掛塚)
 宮城縣桃生郡雄勝町長 (雄勝)
 同 同 牡鹿郡鮎川町長 (鮎川)
 同 本吉郡氣仙沼町長 (氣仙沼)
 福島縣石城郡江名町長 (江名)
 同 同 小名濱町長 (小名濱)
 同 同 四倉町長 (四倉)
 岩手縣釜石市長 (釜石)
 同 氣仙郡大船渡町長 (大船渡)
 同 下閉伊郡宮古町長 (宮古)
 青森縣八戶市長 (八戶)
 同 下北郡大湊町長 (陸奥大湊)

同 同 大奧村長 (大奧)
 同 東津輕郡平館村長 (平館)
 山形縣酒田市長 (酒田)
 秋田縣秋田市長 (秋田)
 同 山本郡能代港町長 (能代港)
 同 南秋田郡船川港町長 (船川港)
 福井縣敦賀市長 (敦賀)
 同 坂井郡三國町、新保村組合長 (三國)
 石川縣七尾市長 (七尾)
 同 小松市長 (加賀小松)
 同 石川郡金石町長 (金石)
 同 羽咋郡福浦村長 (福浦)
 富山縣上新川郡東岩瀨町長 (東岩瀨)
 同 下新川郡魚津町長 (魚津)
 同 同 櫻井町長 (櫻井)
 鳥取縣鳥取市長 (鳥取)
 島根縣濱田市市長 (濱田)
 同 同 邇摩郡溫泉津町長 (溫泉津)
 同 同 周吉郡西郷町長 (西郷)
 同 知夫郡黒木村長 (黒木)
 岡山縣和氣郡片上町長 (片上)

同 同 兒島郡下津井町長 (下津井)
 同 同 宇野町長 (宇野)
 廣島縣廣島市長 (廣島)
 同 吳市長 (吳)
 同 尾道市長 (尾道)
 同 安藝郡音戸町長 (音戸)
 同 佐伯郡大柿町長 (大柿)
 同 同 高田村長 (高田)
 同 同 賀茂郡安登村長 (安登)
 同 同 豊田郡幸崎町長 (幸崎)
 同 同 御手洗町長 (御手洗)
 同 同 中野村長 (中野)
 同 同 東野村長 (東野)
 同 御調郡三庄町長 (三庄)
 同 同 田熊村長 (田熊)
 同 沼隈郡浦崎村長 (浦崎)
 山口縣宇部市長 (宇部)
 同 萩市長 (萩)
 同 德山市市長 (徳山)
 同 防府市長 (防府)
 同 下松市長 (下松)

船員法第四十五條ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長

同 大島郡小松町長 (小松)
 同 安下庄町長 (安下庄)
 同 久賀町長 (久賀)
 同 和田村長 (和田)
 同 熊毛郡上關村長 (上關)
 同 麻里府村長 (麻里府)
 同 吉敷郡阿知須町長 (阿知須)
 和歌山縣和歌山市長 (和歌山)
 同 新宮市長 (新宮)
 同 田邊市長 (田邊)
 同 海草郡下津町長 (下津)
 同 日高郡松原村長 (松原)
 同 白崎村長 (白崎)
 同 西牟婁郡串本町長 (串本)
 德島縣德島市長 (德島)
 同 勝浦郡小松島町長 (小松島)
 同 那賀郡富岡町長 (富岡)
 同 橘町長 (橘)
 同 椿村長 (椿)
 同 海部郡三岐田町長 (三岐田)
 同 牟岐町長 (牟岐)

香川縣高松市長 (高松)
 同 綾歌郡坂出町長 (坂出)
 同 仲多度郡多度津町長 (多度津)
 同 小豆郡苗羽村長 (苗羽)
 愛媛縣今治市長 (今治)
 同 宇和島市長 (宇和島)
 同 八幡濱市長 (八幡濱)
 同 新居濱市長 (新居濱)
 同 温泉郡西中島村長 (西中島)
 同 越智郡波止濱町長 (波止濱)
 同 同 伯方町長 (伯方)
 同 喜多郡長濱町長 (長濱)
 同 西宇和郡川之石町長 (川之石)
 同 南宇和郡東外海村長 (東外海)
 高知縣安藝郡室戸町長 (室戸)
 同 室戸岬町長 (室戸岬)
 同 同 甲浦町長 (甲浦)
 同 長岡郡三里村長 (三里)
 同 吾川郡浦戸村長 (浦戸)
 同 高岡郡須崎町長 (須崎)
 同 新宇佐町長 (新宇佐)

同 幡多郡清水町長 (土佐清水)
 同 同 下田町長 (土佐下田)
 福岡縣福岡市長 (福岡)
 同 八幡市長 (八幡)
 同 三潯郡大川町長 (大川)
 大分縣佐伯市長 (佐伯)
 同 北海郡佐賀關町長 (佐賀關)
 同 同 白杵町長 (白杵)
 同 同 津久見町長 (津久見)
 同 同 保戸島村長 (保戸島)
 佐賀縣唐津市長 (唐津)
 同 小城郡芦刈村長 (芦刈)
 同 東松浦郡呼子町長 (呼子)
 同 西松浦郡山代町長 (山代)
 熊本縣宇土郡三角町長 (三角)
 同 葦北郡水俣町長 (水俣)
 同 天草郡阿村長 (阿)
 宮崎縣延岡市長 (延岡)
 同 宮崎郡赤江町長 (赤江)
 同 南那珂郡油津町長 (油津)
 同 同 南郷町長 (南郷)

同 兒湯郡美々津町長 (美々津)
 同 東臼杵郡富島町長 (富島)
 鹿兒島縣川邊郡枕崎町長 (枕崎)
 同 日置郡串木野町長 (串木野)
 同 大島郡名瀬町長 (名瀬)
 同 同 古仁屋町長 (古仁屋)
 沖繩縣那覇市長 (那覇)

船員法第四十五條ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長

船員法施行規則第七十四條 ニ依リ航行中ノ船舶ニ於ケ ル傷病者ノ手當ニ關シ無線 電信ニ依ル指示ヲ行フ病院 ノ件

昭和十三年三月二十五日改正(昭和十四年八月三十日)
逓信省告示 第八七〇號 告示 第二四九九號

船員法施行規則第七十四條ニ依リ航行中ノ船舶ニ於ケル傷病者ノ手當ニ關シ無線電信ニ依ル指示ヲ行フ病院左ノ如シ本告示ハ昭和十三年三月二十八日ヨリ之ヲ行フ

名 稱	所 在
日本海員救濟會橫濱病院	橫濱市
日本海員救濟會大阪病院	大阪市
日本海員救濟會神戸病院	神戸市
日本海員救濟會門司病院	門司市
日本海員救濟會長崎病院	長崎市
咸鏡北道立羅南醫院	羅南邑
京畿道立仁川醫院	仁川府山手町

函館市立病院	函館市
小樽市立病院	小樽市
釧路市立病院	釧路市
樺太廳大泊醫院	大泊町
基隆醫院	基隆市
高雄醫院	高雄市
日本赤十字社大連病院	大連市

船 舶 職 員 法

明治二十九年四月七日
法律 第六十八號 最近改正(昭和八年三月)
法律 第二二號

第一條 日本船舶ニハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外此ノ法律ノ規定ニ依リ船舶職員ヲ乗組マシムベシ但シ船舶安全法第一條第一項ノ規定ヲ適用セザル船舶ハ此ノ限ニ在ラズ船舶職員ト稱スルハ船長、一等運轉士、二等運轉士、三等運轉士、機關長、一等機關士、二等機關士及三等機關士ヲ謂フ

第二條 海技免狀ヲ有スル者ニアラザレバ船舶職員タルコトヲ得ズ

第三條 海技免狀ハ左ノ十二種トス

- 甲種船長
- 甲種一等運轉士
- 甲種二等運轉士
- 乙種船長
- 乙種一等運轉士
- 乙種二等運轉士

船舶職員法

丙種船長

丙種運轉士

機關長

一等機關士

二等機關士

三等機關士

逓信大臣ハ海技免狀ノ效力ニ制限ヲ加ヘタルモノヲ授與スルコトヲ得

第四條 各船舶ニ乗組マシムベキ船舶職員ノ定員及其ノ免狀ノ種類ハ第一號表ニ依ル

第一號表ニ定ムル免狀ハ命令ノ定ムル所ニ依リ他ノ種類ノ免狀ヲ以テ代用スルコトヲ得

第五條 海技免狀ハ逓信大臣ノ定ムル試験規程ニ依リ體格検査及學術試験ヲ受ケ合格シ且海技免狀原簿ニ登録ヲ受ケタル者ニ授與ス

海軍艦船ニ乗組ミ運航若ハ機關運轉ニ從事シ又ハ船舶ノ運航若ハ機關ノ運轉ニ關スル學術ヲ教授スル學校ノ所定ノ課程及練習ヲ卒リ逓信大臣ニ於テ學術試験ニ合格スト認ムル者ニハ學術試験ヲ行ハズシテ相當ノ免狀ヲ授與スルコトヲ得

小形船舶ニ乗組ム船舶職員ノ有スベキ海技免狀ハ逓信大臣

ノ定ムル所ニ依リ學術試験ヲ行ハズシテ之ヲ授與スルコトヲ得

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ船舶職員タルコトヲ得ズ

一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

三 瘋癲、白痴、身體不具其ノ他精神又ハ身體ニ缺陷ヲ有シ執職ニ不適當ナル者

四 海技免狀ノ行使ヲ禁止セラレタル者

五 海技免狀ノ行使停止中ノ者

六 破産者ニシテ復権ヲ得ザル者

遞信大臣ハ海技免狀受有者ニシテ前項第三號ニ該當スルノ疑アルモノニ就キ管海官廳ヲシテ體格検査ヲ執行セシムルコトヲ得

第七條 左ニ掲グル船舶ニ付テハ命令ヲ以テ其ノ職員ニ關シ別段ノ規程ヲ設クルコトヲ得

一 外國各港間ノミテ航行スル船舶

二 漁獵其ノ他特殊ノ目的ニ專用スル船舶

三 特殊ノ構造ヲ有スル船舶

第八條 此ノ法律又ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ

相當スル船舶職員ヲ乗組マシメザルトキハ船舶所有者、船舶共有ノ場合ニ於テハ船舶管理人、船舶貸借ノ場合ニ於テハ船舶借入人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

此ノ法律又ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シテ船舶職員ト爲リタル者、海技免狀ノ行使ノ假停止若ハ差押中其ノ職務ヲ執リタル者又ハ海技免狀ヲ貸付シ之ヲ行使セシメタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第九條 前條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法併合罪ノ例ヲ用キズ前條第一項ノ罰則ハ船舶所有者、船舶管理人又ハ船舶借入人カ法人ナルトキハ其ノ代表者、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ船舶ノ管理ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條ノ二 此ノ法律又ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ船舶安全法第十四條各號ニ掲グルモノニ準用スルコトヲ得

第九條ノ三 朝鮮總督ノ授與シタル海技免狀ニシテ遞信大臣ニ於テ第五條ノ規定ニ依リ授與シタルモノト同等ト認メタルモノハ之ヲ第五條ノ規定ニ依リ遞信大臣ノ授與シタル海技免狀ト看做ス

第九條ノ四 地方長官ハ船舶安全法第二條第一項ノ規定ヲ適用セザル船舶ニ於テ船舶職員ニ該當スル職務ヲ執ル者ノ資格ニ關シ遞信大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル規則ヲ設クルコトヲ得

第十條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

第十一條 明治十三年第二十八號布告及明治十四年第七十五號布告ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十二條 明治九年第八十二號布告、同年第九十四號布告及明治十四年第七十五號布告ニ依リ授與シタル免狀ハ第二號表ニ依リ各相當ノ免狀ト交換スベシ其ノ交換ノ手續及時期ハ遞信大臣之ヲ定ム

前項ニ掲ゲタル各種ノ舊免狀ハ新免狀ト交換スルマデ之ニ代用スルコトヲ得

第十三條 此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ一箇年ヲ限り積石數百五十石以上ノ帆船ニハ之ヲ適用セズ

第十四條 遞信大臣ハ積石數百五十石以上ノ帆船ニ乗組ミ三箇年以來其ノ運航ヲ掌リ且此ノ法律施行ノ際現ニ船長ノ職ヲ執リ年齢二十歳以上ノ者ニハ此ノ法律施行ノ日ヨリ一箇年ヲ限り試験ヲ用キズシテ相當ノ海技免狀ヲ授與スルコトヲ得

第十五條 遞信大臣ハ第一號表中近海航路ニシテ登簿噸數五

噸未滿ノ汽船及沿海航路ニシテ登簿噸數二百噸以上ノ汽船ニハ此ノ法律施行ノ日ヨリ一箇年ヲ限り二等機關士ノ免狀ヲ有スル者ニ機關長ノ職ヲ執ラシメ又一等機關士ヲ乗組マシメザルコトヲ得

附 則 (昭和四年四月法律第四六號)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和五年二月勅令第二五號ヲ以テ同年五月十日ヨリ施行)

本法施行ノ際現ニ船舶職員トシテ就職中ノ者ハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ本法施行後引繼キ同一ノ船舶ニ於テ同一ノ職ヲ執ル期間内ニ限り仍從前ノ例ニ依リ就職スルコトヲ得

本法ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ之ヲ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

附 則 (昭和八年三月法律第一二二號)
本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和九年三月一日ヨリ施行)

第一號表

遠	海 區 域										
	帆 船			汽 船							
三千噸未滿ノ旅客船又ハ 五千噸未滿ノ非旅客船	二百噸以上	二百噸未滿	五千噸以上			五千噸未滿			二千噸未滿		
			船長	船長	船長	一等運轉士	一等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	二等運轉士	一等運轉士
二等運轉士	一等運轉士	船長	船長	船長	三等運轉士	二等運轉士	一等運轉士	船長	一等運轉士	二等運轉士	船長
甲種二等運轉士免狀	甲種一等運轉士免狀	甲種船長免狀	丙種運轉士免狀	丙種船長免狀	乙種一等運轉士免狀	甲種二等運轉士免狀	乙種船長免狀	甲種船長免狀	乙種船長免狀	甲種一等運轉士免狀	乙種船長免狀
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(其ノ二) 船長及運轉士定員表

近	沿 海 區 域					平 水 區 域			航 行 區 域
	千噸未滿	五百噸未滿	二十噸以上	汽 船		汽 船			種 船 類
千噸未滿				五百噸未滿	二十噸以上	千噸以上	千噸未滿	二百噸未滿	千五百噸以上
	船長	船長	船長						
一等運轉士	船長	船長	船長	一等運轉士	船長	船長	船長	船長	船長
乙種一等運轉士免狀	乙種船長免狀	乙種一等運轉士免狀	乙種船長免狀	乙種二等運轉士免狀	乙種一等運轉士免狀	乙種一等運轉士免狀	乙種一等運轉士免狀	乙種二等運轉士免狀	乙種二等運轉士免狀
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

船舶職員法

遠洋區									
三千馬力未満			五千馬力未満ノ旅客船又ハ三千馬力以上ノ非旅客船				五千馬力以上ノ旅客船		
一等機關士	一等機關士免狀	機關長	一等機關士	一等機關士免狀	機關長	一等機關士	一等機關士免狀	機關長	一等機關士
二等機關士	二等機關士免狀	機關長免狀	二等機關士	二等機關士免狀	機關長免狀	二等機關士	二等機關士免狀	機關長免狀	二等機關士
三等機關士	三等機關士免狀	機關長免狀	三等機關士	三等機關士免狀	機關長免狀	三等機關士	三等機關士免狀	機關長免狀	三等機關士

備考 本表ノ定員ハ機關長ヲ除クノ外最少員數ヲ示シタルモノトス

近海區											
二百五十馬力未満		四百馬力未満		六百馬力未満		千二百馬力未満		二千馬力未満		四千馬力以上	
機關長	三等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀	機關長	一等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀	機關長	一等機關士免狀
機關長	二等機關士免狀	機關長	一等機關士免狀	機關長	一等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀	機關長	一等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀
機關長	一等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀	機關長	一等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀	機關長	一等機關士免狀
機關長	二等機關士免狀	機關長	一等機關士免狀	機關長	一等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀	機關長	一等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀
機關長	三等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀	機關長	一等機關士免狀	機關長	二等機關士免狀	機關長	一等機關士免狀

新舊免狀對照表

新	免	舊
甲種船長	甲種一等運轉手	甲種船長
甲種一等運轉手	甲種二等運轉手	甲種一等運轉手
甲種二等運轉手	機關長	甲種一等機關手
一等機關士		甲種二等機關手
乙種船長若ハ丙種船長		乙種船長
乙種一等運轉士若ハ丙種運轉士		假免狀船長
乙種二等運轉士若ハ丙種運轉士		假免狀一等運轉手
乙種二等運轉士若ハ丙種運轉士		假免狀二等運轉手
乙種二等運轉士若ハ丙種運轉士		乙種一等機關手
乙種二等運轉士若ハ丙種運轉士		假免狀一等機關手
乙種二等運轉士		乙種二等機關手
乙種二等運轉士		假免狀二等機關手
乙種二等運轉士		小形船船長
乙種二等運轉士		小形船機關手

受驗履歷表 (其ノ二)

試驗ノ種類	乘 船		期 間	海 技 免 狀 ノ 種 類	勤 務 ノ 種 類
	船	船			
小形船丙種運轉士試驗	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	三年以上	航海帆船	運航
沿岸丙種運轉士試驗	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	三年以上	航海帆船	運航
丙種運轉士試驗	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	四年以上	航海帆船	運航
丙種船長試驗	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	一年以上	航海帆船	船長
小形船乙種運轉士試驗	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	一年以上	航海帆船	運航
湖川港乙種運轉士試驗	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	二年以上	航海帆船	運航
沿岸乙種運轉士試驗	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	三年以上	航海帆船	運航
乙種二等運轉士試驗	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	一、航海帆船 二、航海漁業帆船	三年以上	航海帆船	船長

船舶職員試驗規程

體格検査標準表

検査項目	種		眼ノ現狀	視 (五米ノ距離ニ於テ) 萬國視力表ニ依リ力	辨 色	耳ノ現狀	聽 覺	體 格	疾 病
	甲	乙							
	合		眼瞼下垂、顆粒性結膜炎、斜視、角膜、虹彩及網膜諸病ナキモノ	兩眼共ニ〇、六號ヲ明視シ得ルモノ	完全ナルモノ	内外聽道ノ疾病特ニ鼓膜穿孔耳漏、片耳又ハ兩耳耳聾ナキモノ	兩耳共ニ六十種以上ノ距離ニ於テ明ニ懷中時計ノ秒時音ヲ聽取シ得ルモノ	身體薄弱、胸隔扁平ニシテ勞瘵實ノ徵候、不羸瘦、畸形、指趾等ノ缺損、四肢運動ノ不自由ナキモノ	心肺ノ疾患、心悸亢進、聲音ノ嘶嘎、肋膜炎後ノ障礙、精神異常、言語障礙、咽嚥其ノ他著シキ疾病ナキモノ
	格		上欄掲記ノ疾病アルモ輕症ニシテ執務上差支ナシト認メ得ルモノ	船長及運轉士ノ試験ニ於テハ一眼ハ〇、六號他眼ハ〇、四號ヲ明視シ得ルモノ 機關長機關士ノ試験ニ於テハ一眼ハ〇、四號他眼ハ〇、三號ヲ明視シ得ルモノ	紅綠盲及青黃盲ニ非ザル色弱ナルモノ	上欄掲記ノ疾病アルモ輕症ニシテ執務上差支ナシト認メ得ルモノ	兩耳共ニ三十種以上ノ距離ニ於テ明ニ懷中時計ノ秒時音ヲ聽取シ得ルモノ	上欄掲記ノ障礙アルモ輕微ニシテ執務上差支ナシト認メ得ルモノ	上欄掲記ノ疾病アルモ輕症ニシテ執務上差支ナシト認メ得ルモノ

海員懲戒法

明治二十九年四月七日
法律第六十九號

第一章 總 則

- 第一條 海技免狀ヲ受有スル者其ノ職務ヲ行フニ當リ左ノ事項ニ該當スルトキハ海員審判所ノ裁決ヲ以テ懲戒ヲ加フベシ
- 一 正當ノ理由ナクシテ其ノ船舶ヲ放棄シタルトキ
 - 二 過失懈怠又ハ不當ノ所爲ニ因リ自他ノ船舶ヲ問ハズ之ニ損害ヲ加ヘ若ハ之ヲ沈没セシメタルトキ
 - 三 過失懈怠又ハ不當ノ所爲ニ因リ人ヲ殺傷シタルトキ
 - 四 海難ニ罹リ其ノ船舶又ハ船客乗組員ヲ救助スルノ方法ヲ盡サザルトキ
 - 五 海難ニ罹リタル船舶アリタルコトヲ認メ正當ノ理由ナクシテ其ノ船舶又ハ船客乗組員ヲ救助スルノ方法ヲ盡サザルトキ
 - 六 職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ
 - 七 亂醉粗暴其ノ他ノ失行アリタルトキ

二六二

第二條 懲戒ハ左ノ三種トス

- 一 免狀行使ノ禁止
- 二 免狀行使ノ停止
- 三 譴 責

第三條 前條懲戒ノ適用ハ所爲ノ輕重ニ從ヒ海員審判所之ヲ定ム

第四條 免狀行使ノ停止ハ一月以上三年以下トス

第五條 海員審判所ハ左ノ原因アルトキハ審判ヲ行ハズ

- 一 確定裁決
- 二 時 效

第一條各號ニ該當スル者ハ廢業ノ故ヲ以テ懲戒ヲ免ルコトヲ得ズ

第六條 時效ノ期間ハ審判ヲ受クベキ事件ノ生ジタル日ヨリ五年トス

第七條 海員審判所ノ審判ニ關シ此ノ法律ニ規程ナキモノニ付テハ刑事訴訟法ノ規程ヲ準用ス

第二章 海員審判所ノ組織及管轄

第八條 海員審判所ハ地方海員審判所及高等海員審判所ノ二

トス
地方海員審判所ハ船舶司檢所ニ置キ高等海員審判所ハ選信省ニ置ク

第九條 海員審判所ニハ審判所長、審判官、理事官及書記ヲ置ク

審判所長、審判官、理事官及書記ノ定員並其ノ任用ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 地方海員審判所ノ審判ハ審判長及審判官ヲ併セテ三人高等海員審判所ノ審判ハ審判長及審判官ヲ併セテ五人ノ列席合議ヲ以テ之ヲ行フ

第十一條 地方海員審判所ノ管轄區域ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 審判ニ付スベキ事件ノ管轄權ハ其ノ事件ノ生ジタル船舶ノ定繫場ヲ管轄スル地方海員審判所ニ屬ス
同一ノ事件ニ付二箇以上ノ地方海員審判所ノ管轄權ヲ有スルトキハ其ノ事件ノ生ジタル地ニ最モ近キモノノ管轄トス

第十三條 地方海員審判所ノ理事官又ハ被審人ハ其ノ事件ヲ他ノ地方海員審判所ニ移付スルノ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申請ヲ爲ス者ハ審判期日前ニ管轄海員審判所ヲ經由シテ高等海員審判所ニ申請書ヲ差出スベシ

高等海員審判所ハ前項ノ申請アリタル場合ニ於テ審判上便宜ナリト認ムルトキハ其ノ決定ヲ以テ他ノ地方海員審判所ニ該事件ヲ移付スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ該事件ハ移付ヲ受ケタル地方海員審判所ノ管轄權ニ屬ス

海員懲戒法

第十四條 高等海員審判所ハ左ノ場合ニ於テ理事官又ハ被審人ノ申請書ニ依リ何レノ海員審判所ニ於テ事件ヲ審判スルノ權アルヤヲ決定ス

- 一 權限アル地方海員審判所ニ於テ法律上ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ審判權ヲ行フコトヲ得ザルトキ
- 二 二以上ノ地方海員審判所ノ審判權ヲ有シ又ハ有セズトノ確定裁決ヲ爲シタルトキ

第三章 審判前ノ手續

第十五條 船舶司檢所司檢官、同司檢官補、警察官吏、市町村長及浦役人ニ於テ此ノ法律ニ依リ審判ニ付スベキ事實アリタルコトヲ認知シタルトキハ直ニ其ノ事實ヲ詳記シ管轄地方海員審判所ノ理事官ニ報告スベシ

第十六條 領事館及貿易事務官帝國外ニ於テ前條ノ事實アリタルコトヲ認知シタルトキハ證據ヲ集取シ管轄地方海員審判所ノ理事官ニ報告スベシ

第十七條 理事官審判ニ付スベキ事實アリタルコトヲ認知シタルトキハ證據ヲ集取シ又必要ニ應ジ實地臨檢スルコトヲ得

第十八條 理事官ハ職權ヲ以テ審判ノ開始ヲ地方海員審判所ニ申立ツベシ
前項ノ申立ヲ爲ストキハ證據其ノ他必要ノ書類ヲ添附スベシ

二六三

第四章 地方海員審判所ノ審判

第十九條 地方海員審判所ハ理事官ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ審判ヲ開始スベキヤ否ヤヲ決定ス但シ職權ヲ以テスル場合ニ於テハ理事官ノ意見ヲ聽クベシ

開始決定ハ理事官及被審人ニ之ヲ通知スベシ

第二十條 地方海員審判所ニ於テ下調ヲ必要ナリト決定スルトキハ審判所長ハ審判官ニ其ノ下調ヲ命ズベシ

第二十一條 下調ノ命ヲ受ケタル審判官ハ被審人ヲ呼出シテ之ヲ訊問スルコトヲ得

受命審判官ハ必要ナル證憑ヲ集取スベシ

受命審判官ハ證人、鑑定人ヲ呼出シ又ハ通事ヲ命ジ若ハ臨檢ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 被審人若ハ證人正當ノ理由ナクシテ受命審判官ノ呼出ニ應ゼザルトキハ受命審判官ハ引致狀ヲ發シテ之ヲ引致セシムルコトヲ得

引致狀ハ理事官ノ命令ニ因リ勾引狀執行ノ手續ヲ準用シテ之ヲ執行ス

第二十三條 被審人逃走シ又ハ逃走ノ虞アルトキハ受命審判官ハ免狀行使ノ假停止ヲ爲シ若ハ之ヲ差押フルコトヲ得

第二十四條 被審人又ハ證人疾病其ノ他正當ノ事故アリテ呼

事官ハ審判長ニ告ゲ被審人及證人ヲ訊問スルコトヲ得

第三十一條 理事官ハ審判ニ立會ヒ其ノ意見ヲ述ブルコトヲ得

第三十二條 被審人ハ補佐人ヲ用ウルコトヲ得但シ地方海員審判所ノ認許シタル者ニ限ル

第三十三條 地方海員審判所ハ呼出ヲ受ケタル被審人審判期日ニ出頭セザルトキハ關席裁決ヲ爲スベシ但シ被審人ノ疾病其ノ他ノ故障ニ依リ裁判ヲ行フコト能ハザルトキハ決定ヲ以テ其ノ審判ヲ延期又ハ中止スルコトヲ得

第三十四條 刑事裁判手續中ハ被審人ニ對シ審判ヲ開始スルコトヲ得ズ

被審人刑事訴追ヲ受ケタルトキハ其ノ事件ノ判決ヲ終ルマデ審判ヲ中止スベシ

第三十五條 理事官及被審人ハ本案ノ裁決アルマデ何時ニテモ管轄違又ハ審判ヲ行フベカラザルノ申立ヲ爲スコトヲ得

地方海員審判所ハ職權ヲ以テ管轄違又ハ審判ヲ行フベカラザルノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 地方海員審判所ニ於テ前條ノ申立ヲ却下シタルトキハ本案ノ裁決ヲ待タメ直ニ高等海員審判所ニ控告スルコトヲ得

第三十七條 裁決ニハ其ノ理由及證憑ヲ明示スベシ

海員懲戒法

出ニ應ズルコト能ハザルコトヲ疏明スルトキハ受命審判官ハ其ノ所在ニ就テ之ヲ訊問シ若ハ他ノ地方海員審判所ニ其ノ訊問ヲ囑託スルコトヲ得

第二十五條 受命審判官下調ヲ終リタルトキハ調書及一切ノ證憑ヲ審判所長ニ差出シ審判所長ハ直ニ之ヲ理事官ニ送付スベシ

理事官ハ三日以内ニ意見ヲ付シ其ノ書類ヲ審判所長ニ送付スベシ

第二十六條 地方海員審判所ハ下調ヲ十分ナリト思料スルトキハ審判ヲ繼續スルヤ否ヤヲ決定スベシ審判ヲ繼續スベシト決定スルトキハ審判期日ヲ定メ被審人ヲ呼出スベシ

審判ヲ繼續セズト決定スルトキハ被審人ヲ放免スベシ

第二十七條 審判ハ之ヲ公開ス但安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ地方海員審判所ノ決定ニ依リ其ノ公開ヲ停止ス

第二十八條 第二十一條乃至第二十四條ハ地方海員審判所ノ審判ノ場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十九條 開廷中秩序ノ維持ハ審判長ニ屬ス審判長ハ審判ヲ妨グル者又ハ不當ノ言語ヲ發スル者ヲ退廷セシムルコトヲ得

第三十條 被審人及證人ノ訊問ハ審判長之ヲ爲ス審判官及理

第三十八條 裁決及裁決始末書ノ原本ハ審判ヲ爲シタル地方海員審判所之ヲ保存スベシ

第五章 高等海員審判所ノ審判

第三十九條 理事官及被審人ハ地方海員審判所ノ裁決ニ對シ高等海員審判所ニ控告スルコトヲ得

第四十條 控告ノ期間ハ裁決言渡アリタル日ヨリ七日トス關席裁決ニ對スル控告ノ期間ハ被審人自ラ裁決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十四日トス

第四十一條 控告ヲ爲スニハ其ノ申立書ヲ原地方海員審判所ニ差出スベシ原地方海員審判所ハ直ニ該申立書及一件書類ヲ高等海員審判所ニ送付スベシ

第四十二條 高等海員審判所ノ審判ニ付テハ地方海員審判所ノ審判ニ關スル規程ヲ適用ス

第四十三條 高等海員審判所ハ控告ヲ理由アリトスルトキハ原裁決ヲ取消シ更ニ裁決ヲ爲スベシ

控告ヲ理由ナシトスルトキハ裁決ヲ以テ之ヲ棄却スベシ

第六章 執行處分

第四十四條 懲戒ハ裁決確定ノ後之ヲ執行ス

第四十五條 免狀行使ノ禁止ヲ言渡シタルトキハ其ノ審判ヲ爲シタル海員審判所ニ於テ免狀ヲ取上ケ選信省ニ送付スベシ免狀行使ノ停止ヲ言渡シタルトキハ其ノ審判ヲ爲シタル

海員審判所ニ於テ免狀ヲ取上ゲ期間満了ノ後之ヲ本人ニ還付スベシ
免狀行使ノ禁止若ハ停止ヲ言渡サレタル者海員審判所ニ免狀ヲ差出サザルトキハ海員審判所ハ其ノ免狀ヲ無効ト爲シ官報ニ告示スベシ

第七章 罰 則

第四十六條 海員審判所又ハ受命審判官ヨリ證人トシテ呼出サレタル者及鑑定又ハ通事ノ爲呼出サレタル者正當ノ事由ナクシテ呼出ニ應ゼズ若ハ其ノ義務ヲ盡サザルトキハ二圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十七條 證人トシテ海員審判所ニ呼出サレタル者偽證ヲ爲シタルトキ及鑑定又ハ通事ノ爲海員審判所ニ呼出サレタル者詐僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ一年以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
賄賂其ノ他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ偽證又ハ詐僞ノ鑑定通事ヲ爲サシメタル者亦同ジ
前二項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ事件ノ裁決言渡ニ至ラザル前ニ自首シタルトキハ本刑ヲ免ズ

附 則

第四十八條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス
第四十九條 海員審判所ノ事務章程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 此ノ法律施行ノ際西洋形船舶長運轉手機關手免狀規則第十條ニ依リ審問中ノ事件ハ此ノ法律ニ依リ管轄權ヲ有スル地方海員審判所ノ管轄トス其ノ既ニ審問ノ判定ヲ受ケタルモノハ第五章ノ規程ニ依リ高等海員審判所ニ控告スルコトヲ得

昭和十七年七月十五日 印刷
昭和十七年七月二十日 發行

【非 賣 品】

編纂者

大阪市港區四條通一丁目一番地
逓信省 高等海員養成所

製 本 控

147 國 849 號 年 月 日

現行海軍法令

備 考

治 夫 所

海員審判所ニ於テ免狀ヲ取上ケ期間満了ノ後之ヲ本人ニ還付スベシ
免狀行使ノ禁止若ハ停止ヲ言渡サレタル者海員審判所ニ免狀ヲ差出サザルトキハ海員審判所ハ其ノ免狀ヲ無効ト爲シ官報ニ告示スベシ

第七章 罰 則

第四十六條 海員審判所又ハ受命審判官ヨリ證人トシテ呼出サレタル者及鑑定又ハ通事ノ爲呼出サレタル者正當ノ事由ナクシテ呼出ニ應ゼズ若ハ其ノ義務ヲ盡サザルトキハ二圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十七條 證人トシテ海員審判所ニ呼出サレタル者偽證ヲ爲シタルトキ及鑑定又ハ通事ノ爲海員審判所ニ呼出サレタル者詐僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ一年以上以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
賄賂其ノ他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ偽證又ハ詐僞ノ鑑定通事ヲ爲サシメタル者亦同ジ
前二項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ事件ノ裁決言渡ニ至ラザル前ニ自首シタルトキハ本刑ヲ免ズ

附 則

第四十八條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス
第四十九條 海員審判所ノ事務章程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 此ノ法律施行ノ際西洋形船舶長運轉手機關手免狀規則第十條ニ依リ審問中ノ事件ハ此ノ法律ニ依リ管轄權ヲ有スル地方海員審判所ノ管轄トス其ノ既ニ審問ノ判定ヲ受ケタルモノハ第五章ノ規程ニ依リ高等海員審判所ニ控告スルコトヲ得

昭和十七年七月十五日印刷
昭和十七年七月二十日發行

【非 賣 品】

編纂者

大阪市港區四條通一丁目一番地
遞信省 高等海員養成所

發行者

大阪市港區四條通一丁目一番地
遞信省 高等海員養成所
黑 河 内 寬 治

印刷者

神戸市葦合區旭通二丁目一八四
金澤印刷所
西兵一五二 金 澤 英 夫

不 許
複 製

發 行 所


遞 信 省

高 等 海 員 養 成 所

大阪市港區四條通一丁目一番地

Handwritten notes on a slip of paper at the top left, including characters like '冊', '製', '刊', '切'.

47
849



14.7
849

